報告６関連資料１

全国知事会就業規則等の制定について

全国知事会事務局職員の就業に関し、労働基準法第 89 条に基づく必要な関係規則を整備する

① 全国知事会就業規則の制定（資料①）
② 全国知事会事務局職員の給与に関する規則の制定　（資料②）
③ 全国知事会事務局職員の退職手当に関する規則の制定（資料③）
④ 全国知事会事務局職員等の旅費に関する規則の一部改正（資料④）

平成 29 年 4 月 14 日提出

全国知事会
会長　山田　啓二

全国知事会就業規則等の制定について（概要）

１　趣旨・内容

①　全国知事会就業規則の制定

職員の人事、服務、その他安全衛生等について、現行制度に必要な見直しを行い、労働基準法第 89 条に基づく就業規則を制定することにより、本会のガバナンス強化を図る。

②　全国知事会事務局職員の給与に関する規則の制定

就業規則に紐付く事務局職員の給与について、現行制度と労働基準法上の基準の整合性を図る。

（具体的内容）

給与に関し、その決定、計算及び支払方法、締切り及び支払時期並びに昇給について、より一層の明確化を図る。

③　全国知事会事務局職員の退職手当に関する規則の制定

就業規則に紐付く事務局職員の退職手当について、現行制度と労働基準法上の基準の整合性を図る。

（具体的内容）

適用職員の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期について、より一層の明確化を図る。

④　全国知事会事務局職員等の旅費に関する規則の一部改正

就業規則等の制定に合わせて、所要の改正を行う。

２　施行期日

平成 29 年 4 月 14 日（適用は平成 29 年 4 月 1 日）

【参考】

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）抄

（作成及び届出の義務）

第 89 条　常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

(1)　始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項

(2)　賃金（臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

(3)　退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(3 の 2)　退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

(4)　臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項

(5)　労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項

(6)　安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項

(7)　職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項

(8)　災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項

(9)　表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項

(10)　前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項